

北本市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

令和元年10月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号に規定する事業の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育を提供する施設をいう。

3 特定子ども・子育て支援施設 法第7条第10項第1号及び第2号に規定する施設をいう。

(給付対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に住所を有する者で次に掲げるものとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯の者並びに収入その他の状況を勘案し、これらに準ずると市長が認める者

(2) 特定子ども・子育て支援施設を利用する施設等利用給付認定保護者のうち、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期

課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されないものに準ずる者

(給付対象実費徴収額及び給付限度額)

第4条 給付の対象となる実費徴収額及び給付の限度額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ同号に定めるとおりとする。

(1) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における日用品、文房具の購入に要する費用、行事への参加に要する費用その他の教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められる費用(以下「日用品・文房具等に要する費用」という。) 月額2,500円

(2) 特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が払うべき食事の提供にかかる費用(以下「副食材料費に要する費用」という。) 月額4,500円

(給付申請)

第5条 給付費を受けようとする給付対象者は、補足給付費交付申請書により申請するものとする。

(代理請求)

第6条 特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援提供者は、給付対象者から同意を得た上で、当該給付対象者に代わって前条の申請に係る給付費の交付を請求することができる。この場合において、特定教育・保育施設等にあつては委任状及び実費徴収額証明書、特定子ども・子育て支援提供者にあつては免除実績報告書を提出しなければならない。

(給付決定及び給付方法)

第7条 市長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは給付金を決定し、速やかに給付対象者に支払うものとする。

2 前項の規定は、前条の請求があつた場合について準用する。こ

の場合において、前項中「第5条の規定による申請」とあるのは「前条の規定による請求」と、「給付対象者」とあるのは「特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援提供者」と読み替えるものとする。

（給付金に関する調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは給付対象者又は特定教育・保育施設等若しくは特定子ども・子育て支援提供者に対し、事業の実施に関し必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（給付金の返還）

第9条 市長は、給付費の給付を受けた者が偽りその他不正の手段により給付費の給付を受けたときは、給付決定を取り消し、その者から給付費の一部または全部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。